

中国会計税務実務

2020年第15号

今回のテーマ：小規模納税者に対する優遇税率の適用と会計処理

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）からの早期復旧に向けて、財政部・国家税務総局は湖北省地域外の小規模納税者に対し、2020年3月1日から12月31日までの期間における、徴収税率を1%とするなど、様々な優遇税率を講じている。

主な内容：

	2020年3月1日から12月31日までの期間			その他期間		
	自己使用固定資産の売却	中古販売	通常販売	通常販売	自己使用固定資産の売却	中古販売
徴収税率	(湖北省以外の地域) 2020年3月1日から12月31日までの間、1%の軽減税率で徴収される			3%の税率で徴収される	3%の税率を用いて計算した金額を基礎とし、2%の軽減税率で徴収される	
計算式	売上高 = 税込販売額 ÷ (1 + 1%) 納税額 = 売上高 × 1%			売上高 = 税込販売額 ÷ (1 + 3%) 納税額 = 売上高 × 3%	売上高 = 税込販売額 ÷ (1 + 3%) 納税額 = 売上高 × 2%	
發票の発行	(湖北省以外の地域) 2020年3月1日から12月31日までの間、1%の軽減税率が適用される場合は、1%税率で増値税發票を發行			増値税發票 (増値税普通發票、増値税専用發票發行を含む) の發行が可能	<ul style="list-style-type: none"> 簡易課税方式により、3%の税率を用いて計算した金額を基礎とし2%の軽減税率が適用される場合、増値税普通發票のみの發行が可能 優遇政策を放棄し、3%徴収税率で計算した金額について3%税率を適用する場合、増値税専用發票の發行が可能 	
会計処理	ケーススタディ：税込販売額103である場合の、それぞれの条件での会計処理は次の通り					
	借方：売掛金 等 103 貸方：主要業務収入101.98 未払税費—増値税 1.02			借方：売掛金 等 103 貸方：主要業務収入100 未払税費—増値税 3		借方：現金 等 103 貸方：固定資産処分100 未払税費—簡易課税 2 その他業務収益 1
免除規定	2019年1月1日から12月31日までの期間、月間の売上高が10万元以下（10万元を含む）である場合、増値税は免除される。（財税2019 13号）			--		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 財政部 税務総局公告2020年第13号 (4月20日の回答) 2020年3月の課税貨物及び役務に関するQ&A北京市税務局回答 財政部 税務総局公告2020年第24号 			増値税暫定条例		<ul style="list-style-type: none"> 国税函(2009)90号 国家税務総局公告(2012)1号 国家税務総局公告2014年第36号 国家税務総局公告2015年第90号

お見逃しなく：

- 湖北省地域における小規模納税者に対しては、2020年3月1日から12月31日までの間、増値税は免除される。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com